

○提供中の普通財産である飛行場(滑走路等)の使用料の算定について

〔平成9年3月28日
蔵理第1144号〕

改正 平成11年3月30日蔵理第1239号

平成12年12月26日蔵理第4612号

平成28年3月29日財理第1095号

大蔵省理財局長から各財務(支)局長、沖縄総合事務局長宛

標記のことについては、別添のように防衛施設庁次長あて通知したので、了知されたい。

別添

提供中の普通財産である飛行場(滑走路等)の使用料の算定について

〔平成9年3月28日
蔵理第1144号〕

大蔵省理財局長から防衛施設庁次長宛

提供中の普通財産である飛行場(滑走路等)の使用料の算定については、下記によることとしたから、平成9年4月1日以降にかかる使用料について適用されたい。

なお、昭和45年7月27日付蔵理第3240号「提供中の普通財産である飛行場(滑走路等)の使用料の算定について」は廃止する。

記

提供中の普通財産である飛行場(滑走路等)の使用料については、「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示」(昭和45年3月24日付運輸省告示第76号)に規定する使用料の額の算定方法に基づいて算定することとする。

なお、使用料の額の算定にあたっては、提供中の普通財産である飛行場は国土交通大臣が設置し、及び管理する空港法(昭和31年法律第80号)第4条第1項第6号に掲げる空港とみなすものとする。

おって、着陸料等を徴収しないこととなる場合には、空港事務所長に代わるべき者その他関係機関による証明書を徴するものとする。